

「文化外交の推進に関する懇談会（報告書）」への対応状況

（平成17年7月）

—文化庁関係施策—

第一の柱：発信の理念に対する行動指針

「21世紀型クール」の追求として、日本語の普及と、ポップカルチャーや現代アート等を糸口に、世界における「日本のアニメ世代」の育成を積極的に図り、奥行きと広がりのある日本文化へのさらなる関心を発展させよう。

- 日本語普及と日本語教育の推進
- 知的・文化的資産としてのコンテンツの振興と発信
- 情報の発信機能の充実
- 対外的なメッセージの発信機能・広報活動の充実

取組状況

- 地域における日本語教育の推進のため、地方自治体やNPO法人が実施する人材育成、日本語教室設置運営、教材作成、連携推進活動の4分野について、それぞれの地域での喫緊の課題を解決するための企画を公募し、採択実施することにより地域の日本語教育力の向上を図る日本語ボランティア活動の支援・推進事業を実施する。（文化庁）
- 平成19年度に生活者としての外国人を対象とした「日本語教室」や「日本語指導者養成」などを柱とした『「生活者としての外国人」のための日本語教育事業』を行うことで、日本語がわからないということから生じる様々な社会的問題を解消し、外国人が円滑に日本社会の一員として生活を送ることを促進する。（文化庁）
- アート、エンタテインメント、アニメーション、マンガの4部門のメディア芸術祭の総合的祭典として、文化庁メディア芸術祭を開催し、優れたメディア芸術作品を国内外に積極的に発信することにより、メディア芸術の一層の振興を推進。（文化庁）
- 海外の国際映画祭において優れた日本映画を世界に向けて紹介するため、出品の際に必要な字幕作成のための助成を実施。また、日本のコンテンツを総合的に結集して開催する「JAPAN国際コンテンツフェスティバル」において、文化庁映画週間を実施し、日本映画を世界に向けて発信。（文化庁）
- 国内外へ広く日本映画作品を紹介し、より多くの地域における多様な作品の上映を可能とする「日本映画情報システム」を整備。（文化庁）
- 日本の文化芸術団体、芸術系大学の活動内容等の情報など、我が国の文化について、海外に向けて英語等により効果的に発信するWebサイトなどの仕組みを構築・整備する。（文化庁）

第二の柱：受容の理念に対する行動指針

様々な分野における異文化交流の担い手を積極的に受け入れ、「創造的受容」を通して日本を活力あふれた「文化創造の拠点」にしよう。

- 留学生の積極的な受け入れ
- レジデンス型(滞在・交流)プログラムの推進

取組状況

- 国費外国人留学生受け入れの充実、私費外国人留学生等への援助、短期留学推進制度(受入)などの支援策を通じて、受け入れ体制の充実を図ることにより、外国人留学生の受け入れを促進。(文部科学省)
- (独)日本学生支援機構における、留学生宿舍の効率的運営、大学等の留学生宿舍の建設に対する援助、民間宿舍の確保のための指定宿舍制度等を通じて、受け入れ体制を更に整備・充実。(文部科学省等)

第三の柱：共生の理念に対する行動指針

「和と共生を尊ぶ心」を普遍的な日本のメッセージとして世界に伝え、「多様な文化や価値の間の架け橋」をめざそう。

- 文明間対話の促進
- スポーツ交流推進のためのネットワーク整備
- 「文化遺産国際協力コンソーシアム」の構築

取組状況

- 国際的な内外の芸術家や文化人などを招へいし、座談会、対談、講演などの形式により世界の文化芸術の最新の諸相や動向について語る「国際文化フォーラム」を平成15年度より開始。(文化庁)
- 平成18年6月、「海外の文化遺産保護に係る国際的な協力の推進に関する法律」が成立。あわせて、官民学が一体となって人類共通の文化遺産を国際的な協力の下に保護することを目的に発足した「文化遺産国際協力コンソーシアム」を中心に、文化遺産国際協力が推進されている。(文化庁・外務省)

文化交流推進体制の整備

取組状況

- 文化外交の推進に関する懇談会の提言の実施を図るため、「国際文化交流推進会議」を改組・再編成したほか、その下に「有識者会合」を設置するとともに、「国際文化交流に関する関係省庁等連絡会議」の活用を図ることとした。（内閣官房、外務省、文化庁、関係省庁）

重点対象地域としての東アジア地域・中東イスラーム地域

取組状況

- 日中国交正常化35周年を記念し、本年を日中両国において「日中文化・スポーツ交流年」として、年間を通じ青少年交流、国民共同参加型の草の根交流、現代日本の発信等に力を入れ、日中両国間の国民交流を更に幅広く行っていく。（外務省、文部科学省、文化庁、関係省庁）
- 国費外国人留学生の受け入れや私費外国人留学生への援助等により外国人留学生の受け入れ体制の充実を図るとともに、長期海外留学支援制度、短期留学推進制度（派遣）、日本学生支援機構の奨学金貸与制度等により東アジア地域を含めた日本人学生の海外留学を支援。（文部科学省）
- 平成19年度より、今後の我が国の文化芸術を担う高校生による文化活動を対象として、海外において外国の高校生等と美術・音楽・舞踊等のいくつかの分野で、互いの作品等を発表し、各々の国の持つ特徴や制作等にかかる意見交換や実験的な作品の共同制作を試みるワークショップ等を実施する事業を開始。（文化庁）